**甲種防火管理新規講習のお知らせ**

　消防法では、次のような建物に防火管理者を置くことが義務付けられています。

・収容人数が１０人以上となる老人短期入所施設(グループホーム等）の建物

・収容人数が３０人以上となる旅館、病院、物品販売店舗、飲食店などの建物

・収容人員が５０人以上となる工場、学校、事務所などの建物

**中間市消防本部において下記のとおり、甲種防火管理新規講習を開催いたします。**

１．日　　時　　令和７年７月４日（金）・５日（土） ２日間

　　　　　　　　午前１０時～午後４時３０分まで

　　　　　　　　※甲種防火管理の資格取得には、講習を２日間受講する事が必須です。

２．場　　所　　　中間市中間二丁目２番２号　中間市消防本部　３階

　　　　　　　　　※車でお越しいただく場合は、市役所河川敷駐車場に駐車してください。

３．申込期間　　　**令和７年６月１３日（金）～ ６月２７日（金）まで**

４．定　　員　　　**２０名**（定員になり次第締め切り。市内の事業者の方を優先いたします。）

**※申し込みの際は、定員に達してないかまずはお電話でご確認下さい。**

５．受講料　　　２，３００円（テキスト代、申請料を含む）

　　　　　　　　　※受講料は当日徴収いたします。お支払い後に諸事情から講義途中で

欠席される場合でも、原則返金はできませんのでご注意ください。

６．申込方法　　　申込用紙に所定の事項を記入し、消防本部予防課まで直接提出してください。

（**※郵送不可**）

※申込用紙は中間市ホームページからも取得することができます。

７．講習免除　　　下記の講習を受講し、免状又は修了証の交付を受けた方は、講習科目の一部を

免除できます。

（１）消防設備等点検資格講習

（２）自衛消防業務講習

　　　　　　　　　※申込時に証明できる免状又は修了証を持参してください。

８．その他　　　**・電話又は郵送による申込みは受け付けできません**。

・その他詳細についてはお問い合わせください。

９．問合せ先　　　中間市消防本部予防課指導係

　　　　　　　　　℡０９３（２４５）０９０１